

令和8年4月1日

組合員 各位

NSD健康保険組合

理事長 三池 真優子

## NSD健康保険組合規約の一部変更について

令和8年4月1日付で当組合規約の一部を下記のように変更いたしましたので、健康保険法施行令第3条2項により公告いたします。

### 記

#### 1. 変更理由

令和8年4月分の保険料から子ども・子育て支援金の徴収が始まるため、一部規約文言を変更いたします。また予備費の費途については新たに定め、準備金の保有方法については追記いたします。

#### 2. 変更内容

- ① 第44条中の「一般保険料」を、「一般保険料等額」に改める。
- ② 第44条の3中の「一般保険料額」を、「一般保険料等額」に改める。
- ③ 第47条第2項の次に、第3項を加える。  
3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 子ども・子育て支援納付金
  - (2) 還付金
  - (3) 積立金
- ④ 第48条第2項中の「介護納付金に係る準備金」を、「介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改める。

#### 附則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

以上